

〇〇財務(支)局長 殿

設立企画人 住 所

氏 名

〔法人にあつては、商号又
は名称及び代表者の氏名〕

電話番号() —

投資法人設立届出書

投資信託及び投資法人に関する法律第69条第1項の規定により投資法人の設立について
届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第2面)

1. 設立しようとする投資法人の商号、本店の所在地
2. 設立時執行役員候補者の氏名及び住所
3. 設立しようとする投資法人の概要
 - (1) オープン・エンド型、クローズド・エンド型の別
 - (2) 設立時募集投資口の募集期間
 - (3) 金融商品取引法第2条第3項に規定する募集又は私募の別
 - (4) 設立に際して出資される金銭の額
 - (5) 設立予定日
 - (6) 設立時発行投資口の引受けの申込みの勧誘を行う者の氏名又は商号
 - (7) 当該投資法人の資産運用の概要(投資の対象とする資産の種類を含む。)
 - (8) 借入金及び投資法人債の発行限度額
 - (9) その他当該投資法人の特徴と認められる事項

(記載上の注意)

1. 氏を改めた設立企画人及び設立時執行役員の候補者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
2. オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。